

各位

令和 7 年 9 月 29 日、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

【周知依頼】労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスを介した新規化学物質製造・輸入届及び少量新規化学物質の製造又は輸入に係る確認申請の受付について

(周知依頼文より抜粋)

関係団体各位

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り誠にありがとうございます。
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課です。

標記の件につきまして、この度、労働安全衛生法第 57 条の 4 に基づく新規化学物質製造・輸入届及び少量新規化学物質の製造又は輸入に係る確認申請について、令和 7 年 9 月 29 日から「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」による届出及び申請が可能となりました。

なお、新規化学物質の製造・輸入に直接のご関係がない団体様にも広く情報を共有させていただいております。
つきましては、内容をご確認のうえ、適宜、傘下の会員事業場等にご周知いただけますようお願い申し上げます。

お忙しいところ恐縮でございますが、何卒よろしくお願いします。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
化学物質対策課 化学物質評価室



基安化発 0929 第 3 号
令和 7 年 9 月 29 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスを介した新規化学物質製造・輸入届及び少量新規化学物質の製造又は輸入に係る確認申請の受付について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、労働安全衛生法第 57 条の 4 に基づく新規化学物質製造・輸入届及び少量新規化学物質の製造又は輸入に係る確認申請について、令和 7 年 9 月 29 日から「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」による届出及び申請が可能となりました。

本サービスは、届出及び申請時における申請様式の不備がある場合、不備を指摘する機能を具備しており、利用者の負担軽減等に資するものとして導入するものです。

現行の **e-Gov** を通じた届出及び申請も引き続き受領いたしますが、令和 8 年 7 月 1 日からは上記届出及び申請が原則電子化されることから、厚生労働省では、化学物質の製造・輸入を行う事業者に対し幅広く周知を行い、本サービスの活用を促進することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下団体及び事業者等に対する本サービスの周知について御協力を賜りたくお願い申し上げます。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスサイト
<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/index.html>

本件担当 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 化学物質評価室 植松、小永光、我妻 メールアドレス： todokede@mhlw.go.jp
--